

第33回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年11月1日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島家庭裁判所 第1会議室

第3 出席者

1 委員

太田晃詳（委員長）、菅野晴隆、北目純子、齋藤岳彦、齋藤可子、
田中邦彦、中川浩然、挾間章博、松浦五月、吉川毅一（五十音順、
敬称略）

2 説明者

吉岡事務局長、小澤首席家裁調査官、渡邊次席家裁調査官、細井首
席書記官、高林次席書記官

3 係員

岸浪総務課長、菊池広報係長

第4 開会等

委員長挨拶、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 テーマ「少年審判手続と家裁調査官の役割～少年事件の最近の傾向 と教育的措置の実情～」

(1) DVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴

(2) 説明（説明者：渡邊次席家裁調査官）

以下の内容で説明を実施した。

ア 少年事件の動向（全国及び福島県内）

イ 最近の少年事件の特徴、傾向

ウ 家庭裁判所における教育的措置

(ア) 調査面接における教育的措置

(イ) 体験型等の教育的措置

(ウ) 補導委託

(3) 少年審判廷・模擬少年審判見学

少年審判廷において、職員の実演による模擬少年審判手続の見学を実施した。

2 意見交換・質疑応答

(委員)

DVDを視聴し、少年に対し、きめ細かい指導を実施していることを知り、驚いた。少年犯罪の件数が非常に減っているが、男女の比率は変わってきているか。粗暴犯が減っている印象があるので、男女比が変わっているのではないか。

(説明者)

統計上も、全体のうち女子少年の非行の割合が減ってきている。実感として、過去には女子少年が家出をし、家出先における覚せい剤使用、恐喝事案の一端を担うような事件、女子同士の傷害事件等があったが、最近はそのような事件が少ない。

(説明者)

最近の女子少年非行について、インターネット上での疑似恋愛からストーカー的な行為に発展するなど、単純な非行というよりも病的傾向が感じられる。

(委員)

少年事件が激減している要因は何か。

(説明者)

少年人口の減少のほか、集団非行の減少と、比較的検挙しや

すい万引きや自転車窃盗等の非行が減少している一方で、ネット社会に起因する検挙が難しいインターネット関係の非行が増加していることが大きな要因と分析している。

(委員)

非行が顕在化していないということか。

(説明者)

中には非行に至らないトラブル事例も多くあると考えるが、インターネット上での少年の行動把握は難しく、裁判所も頭を悩ませている。

(説明者)

インターネット関係の非行には、少年が、関係者の名前等を知らないまま犯罪に及ぶ特徴がある。自分の行動が法律に違反しているのかを把握できていないまま非行に及ぶ点も特徴といえる。

(委員)

最近の少年に関し、自分の価値観が受け入れられないとか、居場所がないということから、単にインターネット上で目立ちたい、後先を考えず、今面白ければ良いという刹那的な傾向があるのか。

(説明者)

前提として、不登校の生徒数が増えている。即ち、学校という枠組みに耐えられない少年が増加している。そのような少年は、縦社会で構成される不良交遊関係にも身を置けず、結局インターネット上で評価されることで、自分を保っているのではないか。そこには、目立ちたいという心理があるかもしれないが、非行に及ばなければ、必ずしもそれが悪いことでもない。

(説明者)

そのような少年に対する教育的措置としては、現実社会との繋がりを持ってもらうための取組を実施しており、裁判所としては、ボランティア活動等のいくつかの枠組を用意している。

(委員)

家事調停委員は「家庭・少年友の会」という任意団体に属している。地域によって活動の内容は異なり、活動が活発な地域では、会員が鑑別所に赴き就職のあっせんをしたり、企業が会員となっているところもある。保護者的な役割で付添人活動をしたり、被服費の支弁等、ボランティア的な活動を実施するなどしている。

(委員長)

少年を直ちに家庭に帰すことができない事例等について、少年友の会に環境調整等をお願いしたいと考えている。

(委員)

少年・成人を問わず、粗暴犯が減少傾向にあり、少年非行についても、暴力団や暴走族関係の非行からインターネット関係の非行に移行している実感もある。特殊詐欺に巻き込まれたり、児童ポルノ、児童買春に手を出す少年も増加している印象がある。

(委員)

少年への働き掛けについては、親が子どもを認め、子どもに自信や自覚を持たせることが大切だと考えている。

補導委託先について、昔ならば住み込み形態で働くこともあり、それには良い点もあったが、今はあまりないのではないか。

(委員長)

補導委託先の開拓について、今後御提案等があれば、裁判所として御説明に伺いたいので、引き続き御検討をお願いしたい。

(委員)

付添人の仕事は、裁判所や鑑別所と協力しながら、少年の健全育成を図るもので、刑事裁判の対立構造とは異なる。観護措置が執られた事件では、時間的な制約がある中で、学校や鑑別所や家庭に足繁く通うことになる。少年は、大人全般を信頼していないことが多く、形式的なやり取りでは信頼関係を構築できない。信頼関係を築き、少年を健全育成に導いていく点で、少年事件は、弁護士としてもやりがいがあるし、少年審判手続は大変意義深い手続だと感じている。

補導委託先については、個々の事業所への働きかけのみならず、社会的に確立された団体を窓口とし、旗振りをお願いすれば、会員事業所等が手を挙げてくれることもあるのではないか。

補導委託先の業種については、IT関係等、若い力を欲している企業等を開拓してはいかがか。このような分野は、大人よりも若い世代のほうが得意なこともあるし、将来の職業選択にもつながる。時代に合った取組を検討してはいかがか。

(委員長)

事件数の減少の要因が、非行の潜在化だとすれば、社会全体で考えていく問題と考えます。少年の立ち直りには少年との信頼が大切という御指摘がありましたが、少年審判を運営する指針として、お話しただけのものと思います。補導委託における新しい分野とのマッチングについても有り難い御指摘だったと思います。本日頂いた御意見は、裁判所の今後の運用改善や、取組に活かして参ります。本日は、ありがとうございました。

第 6 次回（第 3 4 回）開催について

1 日時

令和 2 年 6 月 5 日（金）午後 1 時 3 0 分とすることです承された。

2 テーマ

追って定める。

第 7 閉会